

議案第 36 号

三宅町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町印鑑条例（平成 5 年 9 月三宅町条例第 1 2 - 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町印鑑条例の一部を改正する条例

三宅町印鑑条例(平成5年9月三宅町条例第12-2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1号」を「前号」に改める。

第4条第3項第2号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第12条第2項中「第7号」を「第6号」に改める。

第14条中「第2条第7項の」を「第2条第7項に規定する」に改め、「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)(以下これらを「個人番号カード等」という。)」を加え、「登録者は、個人番号カード」の次に「等」を加え、「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロ」を「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三宅町印鑑条例（平成5年条例第12号の2）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後（案）	現行
（登録資格） 第2条 次の各号に掲げる者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 （1） （略） （2） <u>前号</u>に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。 ア 15歳未満の者 イ 意思能力を有しない者（アに掲げる者を除く。） （登録申請の確認） 第4条 （略） 2 （略） 3 前項本文の町長が適当と認める書類とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） （略） （2） 前号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、生活保護証明書 _____、各種年金証書など	（登録資格） 第2条 次の各号に掲げる者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 （1） （略） （2） <u>第1号</u>に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。 ア 15歳未満の者 イ 意思能力を有しない者（アに掲げる者を除く。） （登録申請の確認） 第4条 （略） 2 （略） 3 前項本文の町長が適当と認める書類とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） （略） （2） 前号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、生活保護証明書、<u>健康保険の被保険者証</u>、各種年金証書など

4・5 (略)

(印鑑登録証明書)

第12条 (略)

2 前項に規定する証明書には印影のほか、第6条第1項第4号から第6号までに掲げる事項を記載するものとする。

3 (略)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))(以下これらを「個人番号カード等」という。)を所持する登録者は、個人番号カード等(電子署名等に係る地方

4・5 (略)

(印鑑登録証明書)

第12条 (略)

2 前項に規定する証明書には印影のほか、第6条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を記載するものとする。

3 (略)

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の_____個人番号カードをいう。以下同じ。)

_____を所持する登録者は、個人番号カード__(電子署名等に係る地方

公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、かつ、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けることができる。

公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を用いて、かつ、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、町長に印鑑登録証明書の申請をし、その交付を受けることができる。